

建築基準法の一部改正に伴う地区計画等の記載の補正について

(大日東町地区地区計画)

1. 概要

・建築基準法の一部を改正する法律が施行され、大規模火災による被害など、近年における建築物をめぐる状況から、より合理的かつ実効的な建築規制制度の構築のため、建築物の防火改修・建替え等による市街地の安全性の確保、建築物の用途の制限に係る特例許可手続きの簡素化、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化等の改正がおこなわれました。(平成 30 年 9 月 25 日施行及び令和元年 6 月 25 日施行)

また、法律改正に伴い、守口市大日東町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例も改正しました。(令和元年 9 月 30 日施行)

・法律及び条例の改正に併せ、東部大阪都市計画地区計画(大日東町地区地区計画)においても、建築基準法を引用する箇所について整合を図るため、地区計画等の方針に定める事項を補正するものです。

2. 補正する内容(概要)

・建築基準法を引用しているものに項ずれが生じることから、同法文との整合性を図るもの。

3. 地区計画等の方針の新旧対照表

			補 正 後	補 正 前
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の建ぺい率の最高限度	<u>建築基準法第 53 条第 3 項及び同条第 6 項(2号は除く)を適用しない。</u>	建築基準法第 53 条第 3 項及び同条第 5 項(2号は除く)を適用しない。